入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年9月13日

独立行政法人水産総合研究センター

東北区水産研究所長　平井　光行

◎調達機関番号　540　◎所在地番号　04

1　調達内容

（1）　品目分類番号　24

（2）　購入等件名及び数量

水中グライダー　1式

（3）　調達件名の特質等　入札説明書による。

（4）　納入期限　平成25年2月20日

（5）　納入場所　宮城県塩釜市新浜町3丁目27番5号　独立行政法人水産総合研究センター東北区水産研究所

（6）　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨

てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

（1） 独立行政法人水産総合研究センター契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規程に該当しない者であること。

（2） 平成22・23・24年度独立行政法人水産総合研究センター競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「精密機器類」で、「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされている者であること。

（3） 独立行政法人水産総合研究センター理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされてい

る者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒985-0001　宮城県塩釜市新浜町3丁目27番5号　独立行政法人水産総合研究センター東北区水産研究所業務推進部業務管理課用度係　二見　啓太　電話　022-365-7892

(2)　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付するほか、郵送による配布希望者は、封書に「水中グライダー入札説明書希望」と記入の上、返信用封筒(角2判)に240円切手を貼付し、上記3(1)宛郵送すること。

(3)　入札説明会の日時及び場所

入札説明書受領時に，メール又はファクシミリ番号を登録し，質疑がある場合には10月19日までに質疑を行い，回答は登録者全員に

対して行うメール又はファクシミリによる入札説明会を開催する。なお，当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け，登録者全員に回答する。

（4）　入札書の受領期限

平成24年11月2日17時00分

（5）　開札の日時及び場所　平成24年11月7日14時00分　宮城県塩釜市新浜町3丁目27番5号　独立行政法人水産総合研究センター東北区水産研究所　会議室

4　その他

（1）　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

（2）　入札保証金及び契約保証金　免除。

（3）　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、独立行政法人水産総合

研究センター東北区水産研究所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（4）　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（5）　契約書作成の要否　要。

（6）　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると独立行政法人水産総合研究センター東北区水産研究所長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）　手続きにおける交渉の有無　無。

（8）　競争参加者は、入札の際に独立行政法人水産総合研究センターの資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

（9）　詳細は入札説明書による。

5　契約に係る情報の公表

（1）　公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

①　当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等（※注1）として再就職していること

②　当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（※注2）

※注1　「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2　総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取

引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

（２）　公表する情報

上記（１）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①　当センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者（当センターＯＢ）の人数、職名及び当センターにおける最終職名

②　当センターとの間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）　当センターに提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当センタ

ーＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高

（４） 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

（５） その他

当センターホームページ（契約に関する情報）に「独立行政法人水産総合研究センターが行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当センターへの提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Mitsuyuki Hirai, Director General, Tohoku National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency

(2)　Classification of the products to be procured: 24

(3)　Nature and quantity of the products to be purchased: Under Water Glider 1 unit

(4)　Delivery period: 20 February 2013

(5)　Delivery place: Tohoku National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency, 3-27-5, Shinhama-cho, Shiogama city, Miyagi, 985-0001 Japan.

(6)　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

①　not come under Article 12-1 and 13 of

the regulation concerning the contract for Fisheries Research Agency,

② have Grade A or B or C “Sales” in terms of the qualification for participating in tenders by Fisheries Research Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2010, 2011 and 2012.

(7) Time limit for tender: 17:00 22 November 2012

(8) Contact point for the notice: Keita Futami, Purchasing Subsection Project Management Section, Tohoku National Fisheries Research Institute, Fisheries Research Agency, 3-27-5, Shinhama-cho, Shiogama city, Miyagi, 985-0001 Japan.
TEL 022-365-7892

水中グライダー

調　達　仕　様　書

独立行政法人水産総合研究センター

第１章　　総　則

１．目的及び用途

　この仕様書は，独立行政法人水産総合研究センターが調達する，水中グライダー（以下，「本装置」という。）について規定する。

　本装置は，福島第1原子力発電所事故および東日本大震災の津波被害により，我が国周辺海域の資源評価に必要な海洋観測データの欠測が生じる海域において，安全にデータを得るため無人自走式観測機器を導入し観測を実施することを目的とする。

２．調達数量

　一式

３．納入場所

　〒９８５－０００１

　宮城県塩釜市新浜町３丁目２７番５号

　独立行政法人水産総合研究センター　東北区水産研究所

４．検　　査

　本装置は，独立行政法人水産総合研究センター東北区水産研究所の検査職員による検査を受け合格しなければならない。

５．その他

（１）本装置の搬送・搬入は，受注者側で行うこと。

（２）受注者は，平成２５年２月２０日までに納入を完了すること。

（３）受注者は，当センターにて設置後，本装置の制御及び試験調整を行うこと。

（４）受注者は，上記試験調整時に，操作に従事する職員（以下「当該担当者」という。）及び検査職員に対し十分な取扱説明を行うこと。なお，試験調整，取扱説明実施日時については，当該担当者と打ち合わせの上，施行すること。

（５）受注者は，本装置構成機器について和文で示した取扱説明書を，納入時に５部提出すること。

（６）性能不良等修理調整が必要になった場合は，迅速に対応すること。

第２章　　構　成

１．本装置の概要

自動的に浮力と自機の重心位置を調整しながら海中を上下移動し，かつ両翼および尾翼を用いて，水平方向にも自律的に移動しつつ，水深1000 ｍまでの水温，電気伝導度を航走距離 4000 km に渡り計測できるものであること。海表面での GPS 受信によってその水平移動位置の確認ができ，かつ衛星通信を通じた移動制御とデータ転送を行なう機能を有するものであること。

２．本装置の構成および数量

1．水中グライダー	
1-1．水中グライダー本体	一式
1-2．水中グライダー用CTDセンサー	一式
1-3．水中グライダー用溶存酸素センサー	一式
1-4．水中グライダー用クロロフィルセンサー	一式
1-5．海底高度計センサー	一式
1-6．GPS受信機	一式
1-7．イリジウム衛星電話通信装置	一式
1-8．水中グライダー用バッテリー	一式
2．制御部	
2-1．水中グライダー制御用ワークステーション	一式
2-2．通信ケーブル	一式
3．搬送補助具	
3-1．水中グライダー輸送用ケース	一式
3-2．輸送・投入用カート	一式

第３章　　本装置の仕様

1．水中グライダー

水中グライダーは，本体，CTDセンサー，溶存酸素センサー，クロロフィルセンサー，海底高度計センサー，GPS受信機，イリジウム通信装置，バッテリーから構成される。

1-1．水中グライダー本体

1-1-1．水中上下移動範囲が水深0～1000 ｍまで可能であること。

1-1-2．CTD センサーの圧力値もしくは水中航行制御用の圧力センサーの圧力値を基に自機の深度調節を行なうことが可能であること。このため，圧力センサーの計測範囲が 0～1000db 以上で且つ分解能が 2db 以上であること。

1-1-3．深度調整を行うにあたり，機器本体が自動で密度調整を行う場合は 7.8kg/㎥以上の調整機能を有していること。機器本体に 7.8kg/㎥以上の自動調整機能が無い場合は，機器の納入の翌年度から 10 年間，毎回投入前に納入業者にてバラスト密度調整を実施すること。なお，年間当たりの投入回数は概ね２回程度とする。

1-1-4．最大水平移動速度が 35cm/sec 以上であること。

1-1-5．プログラミング（時間）制御による移動制御機能を有すること。

1-1-6．水平方向制御は，障害物による航行不能の危険性の少ない内部バッテリー回転移動方式によること。

1-1-7．長さ300cm，胴体直径30cm，横幅110cm及び空中重量60kg以内であること

1-2．水中グライダー用CTDセンサー

1-2-1．水温，電導度（塩分）センサーが付属しており，そのデータ取得間隔が5m以内であること。

1-2-2．センサー精度は水温0.005 degC，電導度0.0003S/m以内であり，測定範囲は水温が-5℃～30℃，電導度が0～9S/mであること。

1-3．水中グライダー用溶存酸素センサー

1-3-1．溶存酸素センサーが付属しており，そのデータ取得間隔が5m以内であること。

1-3-2．センサー精度は溶存酸素飽和度の5%以内であり，測定範囲は0～100%以上であること。

1-4．水中グライダー用クロロフィルセンサー

1-4-1．クロロフィルセンサーが付属しており，そのデータ取得間隔が5m以内であること。

1-4-2．センサー精度は0.05μg/L以内であり，測定範囲は0～50μg/L以上であること。

1-5．海底高度計センサー

1-5-1．海底高度計センサーが付属しており，潜行中に海底を検知した場合，自動的に浮上を始め，海底への激突を防ぐ機能を有すること。

1-6．GPS受信機

1-6-1．GPS受信機が付属しており，位置および時間情報を取得し，そのデータを保持する

機能があること。

1-7．イリジウム衛星電話通信装置

1-7-1．イリジウム衛星電話通信装置が付属しており，双方向通信による移動制御機能を有していること。

1-7-2．イリジウム衛星電話通信を用いてCTDデータおよびGPSの位置，時間データを，海面上昇時に陸上にデータを転送する機能を有していること。

1-8．水中グライダー用バッテリー

1-8-1．連続航走期間が6ヶ月以上，航走距離として4000km以上連続運転が可能なバッテリーが付属していること。

1-8-2．上記の機能を有する交換バッテリーが1個付属していること。

2．制御部

制御部は制御用ワークステーション（陸上）および通信ケーブルから構成される。

2-1．水中グライダー制御用ワークステーション

2-1-1．水中グライダーの移動プログラミング（時間）制御を設定する機能を有すること。

2-1-2．イリジウム衛星電話通信を用いて，海中で観測中の水中グライダーの移動プログラミング制御を変更する機能を有していること。

2-1-3．イリジウム衛星電話通信を用いて，観測中に海面上昇した水中グライダーが陸上に転送するCTDデータおよびGPSの位置，時間データを，受信する機能を有していること。

2-2．通信ケーブル

2-2-1．水中グライダーの投入前，回収後の動作状況を確認するために，ノートPC（船上）と水中グライダーの間の有線通信を可能とする通信ケーブルが付属していること。
ただし、安定した通信を確立できるのであれば無線通信でも可能とする。

3．搬送補助具

搬送補助具として，輸送用ケース，輸送・投入用カートが付属していること。